

篠原・植田税理士法人(非営利セクターチーム)による公益法人に関する情報を伝えるメールマガジン

本メールは、篠原公認会計士事務所グループのお客さまを対象に公益に関する情報共有を目的として、当グループの非営利セクターチームよりお送りしております。

このメールマガジンでは、私たちが提供できることで、皆さまが欲しいと思う情報をできるだけお届けしたいと考えています。

受信を希望されない方には失礼をお詫び申し上げますとともに、配信停止手続きをお願い申し上げます。

配信停止をご希望の方はお手数ですが、本メール末尾をご参照ください。

Index

行政庁からのお知らせ ・ 最新動向について

全国申請状況	……………2011.7. 1	速報版
税額控除制度 施行のお知らせ	……………2011.6.30	掲載版

NEWS ・ お知らせ

政府系公益法人の見直しについて	……………2011. 7. 12	公表
-----------------	------------------	----

今月の TOPIX

租税特別措置法 第 40 条 不適用の判例紹介 (持分の定めのない法人に対する現物寄附に係る主な判例について)	……………事例研究
--	-----------

公益法人協会等からのお知らせ ・ 最新動向について

～ 全国申請状況、税額控除制度が施行されました！ ～

全国申請状況 ～ 統計情報～

全国の申請状況に関する最新情報のお知らせです。

平成 23 年 6 月末時点：全国の申請状況(平成 20 年 12 月 1 日～平成 23 年 6 月 30 日)

行政庁からのお知らせ詳細 >>>

<http://bit.ly/n63w9B>

平成 23 年 6 月より、公益法人への個人からの寄附金について、税額控除制度が新たに導入され、先月末、内閣府からのお知らせとして掲載されていますので、ご参考までにご覧ください。

< 主な内容 >

「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律」が成立したことにより、PST(パブリック・サポートテスト)といわれる、広く寄附金を受け入れているか否かに関する要件等を満たすことの証明を受けた公益法人に対し、個人が寄附金を支出した場合には、税額控除を選択適用できるという新制度が施行されました。

「PST」については、過去のメルマガ Vol. 5 (認定NPO法人制度の見直し)でも触れています。

内容の詳細については、下記をご参照ください。

税額控除制度が施行されました！！ >>>

<http://bit.ly/rjnfH3>

また、制度の詳細や、行政庁による証明を受けるために必要な手続き等は、「税額控除に係る証明 ~ 申請の手引き ~ 」として、公益法人 information に掲載されていますので、そちらも併せてご参照ください。(「認定・認可された法人の皆様へ」をクリック)

NEWS ・ お知らせ

~ 政府系公益法人の見直しについて ~

内閣府公益法人行政担当室

今月 12 日、内閣府公益法人行政担当室より、これまで各府省において行われてきた政府系公益法人に関する見直しの実施状況を取りまとめた結果が公表されましたので、お知らせいたします。

< 見直し等の実施項目 >

公益法人関連支出の見直し

支出件数、3,887 件のうち、見直しを行った件数、3,284 件

見直しの概要

競争性の高い契約形態への見直し	907 件
契約条件の見直し	1,031 件
その他発注業務の見直し・経費節減	787 件
22 年度において民間企業等が受注	277 件
その他の見直し	145 件

権限付与の見直し

公益法人が指定、登録等により法令に基づく権限を付与されているもの 430 件のうち、各府省で 38 件の見直しを実施。なお、法令の根拠なく権限付与が行われていた問題案件(13 件)については、全て廃止が決定。

見直しの概要

権限付与の廃止	(法令根拠のないもの)13 件、(法令に基づくもの)13 件
指定法人数の拡大による競争性の確保など運用の改善	4 件
国民負担の軽減	16 件
その他の見直し	6 件

不要・過大な資産の国庫納付

詳細については、下記資料をご覧ください。

指導監督基準に基づく指導監督の徹底

所管府省で、公益事業比率の是正や情報公開の徹底など指導監督基準に基づき指導監督を行い、問題がある法人については見直しを徹底。

指導実施の観点

定款・寄附行為や財務諸表、役員名簿等、HP で公表すべき情報開示の徹底からの観点
会計基準準拠性等の経理上からの観点
公益事業比率 50%未滿となる法人に対する是正指導

内容の詳細については、下記をご覧ください。 >>>

[] 政府系公益法人の見直しについて

<http://bit.ly/pOu7DE>

今月の TOPIX

- ・ 租税特別措置法 第 40 条 不適用の判例紹介
(持分の定めのない法人に対する現物寄附に係る主な判例について)

- - 事例研究

【租税特別措置法第 40 条 判例事例にみる、持分の定めのない法人に対する現物寄附について】

日本公認会計士協会より、先月 6 月 7 日、租税調査会研究報告第 22 号

「持分の定めのない法人に対する現物寄附及び現物財産の運用、処分に至る税務上の取扱いについて」が公表されました。その中で、租税特別措置法 第 40 条(個人が公益法人等に対して財産の寄附をした場合、その譲渡所得等に係る所得税は非課税となる規定)の規定が適用されず、非課税の承認がされなかった判例が 3 件、挙げられていますので、ご紹介します。

1) 贈与された株式を譲渡したため、みなし譲渡所得の非課税承認がされなかったケース

< 本件のポイント >

公益法人が贈与された株式を譲渡し、その譲渡代金を定期預金にして、その利息をもって公益事業の費用に充てた場合には、これをもって公益事業の用に供したとはいえない。

< 裁判所の判断 >

旧租置法施行令第 25 条の 17 第 2 項第二号は、その規定の仕方に照らすと、やむを得ない理由により当該財産の譲渡をする場合において、代替財産として減価償却資産、土地及び土地の上に存する権利を取得して公益事業の用に供される場合には、公益事業供用要件を満たすものであると解すべきである。規定された以外の場合に、公益事業供用要件を満たすと解すべき根拠規定はない。

2) 「公益目的法人に贈与された株式について、贈与の 2 年後までの間に配当を受けたことがない場合には、措置法第 70 条第 2 項に規定する事業の用に供していない場合に該当する。」とされたケース

< 本件のポイント >

相続によって取得した株式を公益法人に寄附したが、贈与の日から 2 年を経過した日までにその株式について配当を受けたことがないこと、事業の用に供するため実際に使用収益処分したことがないことから当該株式が公益を目的とする事業の用に供していない場合に該当し、相続税の非課税特例の適用を否認する。

< 裁判所の判断 >

相続税の課税原則、一定財産に対する非課税制度の趣旨・目的、措置法 70 条第 1 項及び第 2 項の内容構造等に鑑みると、措置法第 70 条第 2 項にいう、「公益を目的とする事業の用に供していない場合」とは、租税回避行為のほか、当該贈与の対象となった財産をその性格にしたがって当該事業の用に供するために実際に収益処分していない場合をいうものと解するのが正当である。よって、措置法第 70 条第 2 項の適用があり、同条第 1 項の規定にかかわらず、本件株式の価額は、相続税の課税価格の計算の基礎に算入すべきである。

3) 学校法人に対する不動産の贈与について、公共事業の用に供されていないため非課税承認されなかったケース

< 本件のポイント >

納税者の親族が理事長を務める学校法人に不動産を贈与し、措置法第 40 条の譲渡所得の非課税の規定の適用を受けたところ、当該学校法人が公益法人等に該当しないこととなったため、措置法第 40 条第 2 項に定める所得税の非課税特例の承認の取消しにより非課税規定の適用は受けられなくなった。

< 裁判所の判断 >

措置法第 40 条第 2 項において、贈与を受けた法人がその財産について公益を目的とする事業の用に供されないこととなったときは、それだけで所得税の非課税特例に係る承認の取消事由となることを規定している。さらに、本件承認の取消しは、本件贈与から 15 年、本件承認が行われてから約 11 年経過した後に行われているが、本件承認に係る通知書に一定の事由が生じた場合に承認が取り消される旨記載されており、納税者側も承認が取り消される可能性があることを知ることができたため、上記期間を経過した後に承認を取り消すことが権限の乱用に当たるということはできない。

承認の取消権の時効

措置法、所得税法及び国税通則法において、課税庁が行う処分取消しについて期間制限を設けた規定は存在しない。

所得税の非課税特例の承認に係る取消しは、当該承認によって生じた法律関係を将来に向かって消滅させる処分であり、すでに租税債務があることを前提とする国税の徴収権とは異なるものであり、本件について国税の徴収権の消滅時効に関する規定を適用することはできない。

< スタッフより >

夏真っ盛りということで暑い日が続いております。

公益法人の移行手続きも来年の 4 月 1 日を移行登記の日にするを考えると、8 月～10 月の申請が増加することが予想されます。最近、福岡県庁にお伺いする機会が多く、感じるのは県の職員の方は法人の希望について協力的で、いろいろアドバイスをしていただけるといことです。

申請書の事前相談や定款の事前確認等でこうしたら申請がやりやすいということをおっしゃっていただけます。

ただ、ガイドラインやFAQで内閣府の見解が示されていることについて、それとは違うことを言われることもあるので、その時は、きちんと説明する必要があるようにも感じます。

移行手続きは、定款等理事会等の承認を必要とすることが多く、申請後の定款変更案等の修正もそのような手続きが必要となるケースもあるため、事前に県への確認を行うことは、申請手続きをスムーズに行うためには必要だと思います。

まだまだ夏はこれからが本番ですが、熱中症などにかからないように気をつけてお過ごしください。(廣門)

ご要望・ご感想

・ ・ 本メルマガへのご要望・ご感想をお待ちしております。 ・ ・

[] support@shinohara-cpa.com

メルマガの変更・停止

・ ・ 登録アドレスの変更や、配信停止の手続きはこちらから。 ・ ・

[] kubotam@shinohara-cpa.com

<メールマガジンが正しく届かないなど、メールマガジンに関するお問い合わせは以下にお願いいたします。>

発行：篠原公認会計士事務所グループ（篠原・植田税理士法人（非営利セクターチーム））

編集：窪田

住所：〒810-0023 福岡市中央区警固 2-12-5 篠原CPAビル

TEL：092-751-1605 FAX：092-741-2581
